

○井神議長 通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、昼から一般質問をさせていただきます。食後で睡魔に襲われるこの時間ではありますが、どうかおつき合いをいただきたいと思います。

まず、通告に従いまして、1番から6番まであるんですけども、教育問題を諸般の事情により一番最初に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

教育再生といって、安倍内閣のもとで教育条件を後退させる案が、昨年秋から、財政制度等審議会の分科会で財務省のほうから示されました。今、子供が36人だと2学級になりますが、40人学級にすれば1学級で済む。こうした教員を4,000人減らすことで国の負担を86億円減らせると試算をしております。

小1の35人学級は、民主党政権が3年前に始めたものであり、脱ゆとりの学級指導要綱やいじめなどに対応するものでありました。しかし、財務省は、全体的に子供が減少しているのだから、教員も減らせるはずだと主張しております。未来への投資である教育なのに、他の先進国と比較すると、最低レベルに位置する日本の教育予算であります。

また、日本の教員の多忙さは、経済協力開発機構（OECD）の国際調査で明らかになったばかりであります。1週間の勤務時間が、参加国地域で最長であります。そもそも小学校の1学級当たりの児童数は、日本が28人で、OECD平均の21人よりも、現状でも多いのが実態であります。市民や国民の間では少人数学級を求める声が根強く、今、財務省の提案に対して、保護者らの署名活動が全国的に繰り広げられ、我が国の歴代政務に対する財務省支配の続く現状から見て、今後とも教育予算に対する偏見が続くものと思われます。

そこで、岩出市教育委員会として、まず最初に、少人数学級に対して、どのような見解を持ち、認識をされているのか。さらに、35人学級を今後も維持、守っていくのか、まず、ご質問をさせていただきたいと思います。

2番目に、市内で発生しているいじめ問題についてですが、これについては、現在、教育委員会として把握をされておるのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、各学校別に不登校生の実態と対策についてお聞きをしたいと思います。

4番目に、岩出市の中学校は、県下でも一番のマンモス校であります。その解消は、過去からの最大の課題であります。早期に第三中学校の新設を市政の政策とし

て掲げるべきであると考えております。2年目に当たり、これから新しい2年間で、我々の任期の2年間でどのように構築していくのかという課題もありますので、市教委としてのご見解をお聞きをしたいと思っております。

○井神議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長　ただいまのご質問にお答えいたします。

教育問題についての1点目、35人学級につきましては、国や県の学級編制に基づき、今後とも実施してまいりたいと思っております。

2点目のいじめ問題と3点目の不登校につきましては、教育委員会、学校ともに重要な課題であると認識しており、未然防止と早期対応に力を入れているところでございます。特に、平成27年度は、学校教育指導方針の重点目標に位置づけ、今まで以上に強力に取り組みを推進してまいります。

4点目の第三中学校建設につきましては、現時点ではその計画はありません。

なお、細かいことにつきましては、教育長のほうから答弁いたします。

以上です。

○井神議長　教育長。

○平松教育長　尾和議員のご質問にお答えします。

1点目の35人学級と4点目の第三中学校につきましては、教育委員長の答弁のとおりでございます。

2点目のいじめ問題の対策につきましては、まず、いじめの状況ということでもありますけれども、平成25年度、各学校ごとということでもありますので、この実施のアンケート調査での数ということと言いますと、25年度、岩出小学校11、山崎小学校145、山崎北106、根来42、上岩出37、中央小学校62、岩出中学26、岩出二中39というふうになってございます。このことにつきましては、学期に1回以上、いじめられたという本人の感覚を尊重したアンケートを実施して、いじめられたと回答のあった全ての児童・生徒の数ということでもありますけれども、これらの生徒につきましては、全て対応しておりまして、問題等十分把握した中で、対応は十分できているものということでもあります。

次に、3点目、不登校生の実態と対策についてであります。平成25年度の不登校の児童・生徒数は、小学校で9名、中学校で57名となっております。

以上でございます。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質問を行います。

まず、1番目の35人学級を守るのかという問題についてであります。今のご答弁では、国や県の動向を見てということですので、35人学級を守るのか、それとも40人学級に戻すのか、明確ではありません。再度、この点についてお聞きをしたいと思います。

私も根来小学校の卒業式に参加をさせていただいたんでありますが、根来小学校の卒業生は78名でした。これが40人学級になりますと2学級になると。現在、35人学級で3学級になりますので、たちまち根来小学校においては2学級、1学級減るという状況になります。その点を踏まえて、こういう弊害が出てくる可能性もありますので、岩出市教育委員会として、35人学級を守るんだと、維持していくんだというご見解を改めて表明していただきたいと思います。

それから、いじめ問題についてであります。今、本人のアンケートを尊重して調査をしたら、かなりの数の発表がありました。これに合わせて、小学校から中学校に進む際に、中1ギャップというものがありますし、これらの点で言うならば、不登校やいじめがふえるということに関連して、子供たちの体格が向上し、思春期が早くなるということも歩調を合わせているんですけども、こういう問題についても解消していくということが、もちろん求められていくと思います。

今日、不登校の問題については、他の市町村では中1ギャップをなくしていくということで、小中一貫教育を導入している学校も全体で12%、211自治体であるわけですが、校数にしては1,130校に上っております。これらの施策というのは、小学校から中学校に入学する際に、先ほど申し上げましたように、中学1年生のギャップ、小学生から中学生に進学した場合に、そういうもろもろの問題が、複合的に発生をしているのではないだろうかというように思っております。

これについては、昨年の中央教育審議会等で、28年度から開校を目指すという方針も出されております。これと関連して、いじめや不登校問題とあわせて、それらの問題についてもご見解をお聞きをしておきたいというように思っております。

それから、第三中学校の新設問題については、計画はありませんということですが、これは、岩出市民、将来を担う岩出の小中学生、これらの人たちの教育環境を整備をしていくという最高の課題であるわけであります。いまだ、この問題については方向性も示されておられませんし、これは教育委員会初め市のトップである市長の考えによって、第三中学校は要らんだというようなご見解であろうと思

うんですが、私は、現状の認識を800人から900人近い生徒がいる中で、これでいいんかなと。

これは長い課題であります、やっぱり早期に、この際、決断をする時期に来ているのではないだろうかというように思っておりますので、ここら辺の点についても、再度、計画はありませんと言うんじゃなくして、問題を真摯に受けとめて、どうすれば現在の状況を前に進めることができるのかということを含めて、立案をし、中学生の教育環境を改善していくと、ここら辺についても真摯に前向きに取り組むことが求められていると。私は、その点強く感じております。再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再質問にお答えします。

まず、35人学級についての守るのか、岩出市として戻すのかというふうなご質問であります、まず、現在の学級編制、1クラスの人数はどのようにして編制されているのかということについての解説が必要かと思っておりますので、そのことについて、まず、ご説明させていただきます。

現在の国の学級編制方針というのは、義務教育標準法、少し長い名前を短縮した名前になっておるんですけれども、それによって定められておりまして、2011年から小学生1年生のみ35人学級の編制で、それ以外の学年、中学校でも40人を学級編制ということになってございます。しかし、和歌山県では、県教育委員会の方針により、小学1年生と2年生、そして、中学校は全て35人学級編制として、小学校3年から6年につきましては35人学級編制を原則としつつ、学年の学級数が1学級または2学級の場合は、38人以内の編制というふうなことになるわけなんです。

岩出市では、現在において、小学校でも35人以上の学級は全学年ありませんし、もちろん中学校でも35人以上のクラスというのはございません。これにつきましては、今後も、県のほうに維持継続していただくことをお願いしております。

それから、先ほどの質問にもございましたけれども、財務省から40人学級へ戻すように文科省に動きがあったということについては、認識しておりますけれども、その後、文科省のほうで、少人数学級できめ細やかな指導は必要というふうな意見を受けて、結果的には現状維持になったというふうなことに聞いております。

この件につきましても、県教育委員会においても、また、全国の都市教育長会議においても、現状維持・拡大ということを国のほうに上げているところでございま

す。

それから、2点目の不登校、中1ギャップ等についてということでのご質問ですが、けれども、よく中1ギャップという言葉が使われますけれども、最近では、中学生になった途端に問題行動や不登校が急増するというわけではない。それらの兆候、要因は、小学校のころからあったという考え方が主流になってございます。こういった考え方に基づいて、小学校での積み残しや先送りのないよう、学習面はもとより生徒指導面でも、よりきめ細やかな対応ということに、本市では努めているところであります。

また、小学校から中学校への接続をスムーズに行えるようということで、小中間の教員の交流授業とか、6年生の中学校訪問、それから、配慮・支援を要する児童の中学校への引き継ぎに当たる小中連携シート、そのようなものを活用しながら、きめ細やかな対応をしておるところです。

それから、小中一貫校につきましては、これは、もともと小規模校の学校が多くなっていく中で、統廃合ということが背景にあるのではないかなということで、本市においては小中一貫校については、今のところ検討してございません。

それから、大規模校の話でありますけれども、これにつきましては、以前から、私ども、市のほうでお答えさせていただいているとおりで、岩出市の中学校の生徒数は、ここ数年、横ばいという状態でありましたけれども、昨年の1,741名、これをピークに減少に転じており、4年後の平成31年には、生徒数が1,489名ということになる見込みでございます。ピーク時に比べて約250名の減少、そして、5年後の平成32年には約300名の減少というふうなことが見込まれておるような状況であります。

今後、生徒数というものの動向は注視し、一応そういう検討はしていきますけれども、先ほど委員長からありましたように、現時点での第三中学の建設というのは予定の考えはございません。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長のほうから、35人学級については維持・継続して、全体として進めていくというご答弁をいただきました。ぜひ、現状の体制で取り組みを強化をしていただきたいことを求めていると思います。

それから、不登校・いじめの問題に関してですが、午前中も若干出ておりました

が、川崎で起きた事件等については、地域と教育委員会と学校と、それから、警察との協定を結んで、今後、どこの都市においても発生する可能性がありますので、非常に連携が大切ではないかなと、私自身も考えております。

私も聞くとおるところによりますと、やはり上級生から監視のもとに、下級生の弱い生徒が万引きに走ると。万引きしてこなんだから、それに対して制裁を加えるというような話も聞いております。これに対しては、上村君の事件がありましたが、やはり、岩出市においても、そういう環境というのは発生をしてくることは、未然に防止をするという意味でも大切な事案でありますので、これをもとに、教育委員会としても、そこら辺、突っ込んだ議論をしていただきまして、対策を事前事前に先行してとっていただく、このことが大切であろうと思っておりますので、この点について、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

いじめ・不登校について、警察とか関係団体との連携ということであろうと思いますが、これは、午前中、宮本議員のご質問にもお答えしたところでもあります。例えば、協力・連携の今の体制は、岩出市内の児童・生徒を守る協議会、これは教育委員会、市総務課、学校、警察、青少年センターでできておりますが、それとか学校・警察・青少年センター連絡協議会、また、きのくに学校警察相互連絡制度、そういったことで学校から警察へ情報提供したり、警察が学校への情報提供ということで、常に連携のとれる体制というものを構築しております。そういった中で、来年度は、市の教育委員会におきましても、いじめ・不登校については、特に、重点項目として、これまでの取り組みの上に立って進めていきたいというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、1番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、空き家問題に関してであります。

空き家の実態と実情についてということで、全国的に空き家が増加をしていく中で、空き家については、シロアリの発生とか、倒壊の危険性懸念、不審者侵入等々、地域社会の治安に影響を落としております。全国の情勢としては、平成25年度の全国空き家は820万戸もあり、そのうち賃貸、売却用や別荘などを除いた放置されてい

る空き家は320万戸近くあると言われております。初めて300万戸を超えたのであります。

国土交通省の集計によると、空き家の管理に関する条例を制定しているのは、平成26年4月時点で、和歌山県を初め354の市町村となっており、このうち184市町村が代執行の規定を設けております。この行政代執行の規定を設けている自治体のうち、積雪による倒壊のおそれがある危険な空き家が多かった特殊例の秋田県大仙市を除く全てで、命令や行政代執行は無理との姿勢をとっておられます。行政代執行となると、憲法の定める財産権の保障との関係で、多くの問題点があると言われており、この懸念を払拭することができないからであります。

そこで、本市における放置されている空き家の実態・実情について、どうなっているのか、把握されているのであれば、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に、本市において、全国で360近い自治体で空き家の管理に関する条例が制定をされている中、現在、どのような検討がされているのか、答弁を求めたいと思います。

それから、3番目に、空き家がふえるのは、活用も撤去も進まないからであり、国土交通省によると、新築と中古を合わせた住宅利用率の中で、中古の割合は、我が国の場合は13%強で、9割強の米国や8割を超えるイギリスよりもかなり低く、我が国では、住宅をリフォームして長もちさせるという文化の意識が希薄であり、中古住宅は価値が低いという商慣習も空き家がふえる原因となっております。

それと、実態と税制が撤去を阻む面もあると言われております。土地に係る固定資産税についてですが、住宅が建ててあれば、本来の6分の1に減額されますけども、このまま空き家のままでありますと、負担が少なくて済むという実態もあるということであります。

国においては、議員立法で空き家対策特別措置法が成立をしました。本市における空き家対策として、条例も視野に、早急な対策をすべきであると考えておりますが、これらの問題について、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 空き家の実態と実情につきましては、全国的に空き家が増加する中、空き家が及ぼす防災、衛生、景観等の生活環境の深刻な影響に鑑み、国において空き家対策に関する法整備などの対策に乗り出しているところであります。

岩出市におきましても、適正に管理されている空き家とそうでない空き家が点在

しており、そのため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の公布に先駆け、職員による災害時に避難路となる幹線道路や通学・通園路沿い及び少子・高齢化に伴い空き家が増加していると思われる旧在所や古い団地において、防災、衛生、景観等の観点から、空き家の目視調査を行ったところ、撤去等緊急に対策を講じなければならない空き家はございませんでした。

次に、本市の検討状況及び全国の動きと解決策はどうかについてですが、先に全国的な動きとしまして、平成26年4月現在、363の自治体が空き家等適正管理条例を制定し、所有者への維持管理の働きかけや指導、空き家の有効な利活用などに取り組んでおります。

続きまして、本市の検討状況についてですが、岩出市では、人口増加とともに、新築による住宅件数がふえ、それに伴い空き家数も増加しております。中には管理されないで放置されている空き家もふえていることから、老朽化により破損した建物による危険の拡大、雑草や樹木が生い茂ったり、また、シロアリ等の害虫の発生による生活環境悪化などの問題が発生しています。

現在は、道路の通行障害であれば道路法、雑草の繁茂により周辺環境に影響を及ぼしている場合は、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例を活用するなど、空き家の事案に応じて個別に対応しております。

そのような状況の中、昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年2月26日は法に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が公表されるなど、空き家対策に関する法整備が整ってまいりました。市といたしましては、法整備が整うこの機会に、先進地の事例等を参考にしながら、法に基づき、空き家の情報収集や立入調査のほか、除却や修繕の指導、勧告等の行政措置をすることができる空家等対策計画の策定など、対応策の検討に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の1番目の3つ目の固定資産税の見直しについてでございます。

空き家対策特別措置法の成立に伴いまして、地方税法の改正が行われますが、これについては、現在、国会において審議中であり、成立すれば、法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初に、岩出市における空き家の実態についてですが、空き家であるという概念ですね、これについては統一した概念があるんですが、實際上、空き家等と、それから、特定空き家等との考え方について定義がされております。そこで、空き家等と特定空き家の実態について、岩出市内における数をつかんでおられるのか、この数をつかんでおるのであれば、まず、答弁をいただきたいと思います。

これ、和歌山県の空き家の実態であります。現在、和歌山県では8万6,000軒あると。この5年で2,300戸ふえて、全国的には3番目に高い18.1%に達しているということです。きょうの毎日新聞で報道がされていた数字であります。そこら辺の数に合わせて、岩出の実数をどのようにつかんでおられるのか。

それと同時に、特別措置法に基づいて、協議会を設置しなさいという法の7条に明記をされているんですけども、ここら辺について、どのように岩出市としてはやろうとしているのか。今、事業部長のほうから条例化の問題についても若干触れられましたが、いつぐらいまでに、岩出市として、この問題について案として出てるのか、ここら辺について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の問題についてですが、今、総務部長のほうから、15年度税制大綱でもって盛り込まれたら、16年度から軽減措置が廃止されることになるということで、そうしますと、16年度からは空き家における固定資産税の優遇措置は、全廃をされるという認識でいいのか、そこら辺について、再度、聞かせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定空き家とその空き家ということで、岩出市内における数ということなんですけれども、先ほど答弁させていただきました職員による目視による調査の件数が35件、それから、環境等雑草の繁茂による環境等の悪化というのが59件ございます。

それから、先ほど、条例で触れたということなんですけれども、岩出市としましては、今後、国から出されるガイドラインについて、そのガイドラインが法の公布から6カ月以内ということで定められておりますので、5月26日までに示される予定のことだと思います。それに基づいて、その後、検討、対策、計画を立てていきたいというふうに考えております。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

法律が通れば、16年から全廃するのかという件でございます。現在、審議されております地方税法の一部を改正する法律案が、そのまま可決されれば、平成28年度以降の年度分の固定資産税から適用いたします。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 実態については、今ご答弁がありました。これは、地域住民にとっても、生活環境の面から言っても、非常に好ましい状態ではありません。所有権者に対して、雑草の除去とか、そこら辺を含めた不法侵入のないような対策も、一方で求めているかなければならないと思います。

市長の権限として、これは都道府県が、建築基準法の10条の3項の権限を行使をしてできる仕組みがあるんですけども、市長も、この建築基準法10条の3項の権限行使を知事に要請することができると、このように規定をされております。

これに基づいて、都道府県が権限の行使をしていくということになるんですが、その点も含めて、現状で、なるべく早く、こういうような実態を解消していくということが求められると思うんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまの質問で、建築基準法の中でということで、県の景観上、支障となる廃墟の対策について、景観支障防止条例の施行の際にも、そういったところを検討されていると聞いております。今後、県の指導も仰ぎながら、市としても検討してまいりたいと考えています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問について、移りたいと思います。

紀の川市サイクリングロードの件であります。今、健康志向の中で、サイクリングが静かなブームになっていると聞いております。愛好者の皆さんが、ぜひ早急に安全で安心して走行できるロードの整備を求められておられます。それを受けてかどうか知りませんが、和歌山県が、県内各地の景観を楽しみながら、観光振興や

県民の健康づくりにつなげるよう、海・山・川を楽しめる全線800キロロードの整備をする方針を立てたとされておりま。

近年、自転車愛好家の来県が増加をしているという中で、走りやすい環境を整備することが、和歌山の魅力を楽しんでもらう目的であります。県が整備するのは、紀の川沿いを走る川のルート、ほかに海のルート、山のルートがあるということです。川のルートでは、紀の川の67キロが決定され、一部8.5キロが整備完了し、和歌山市内では、既に御膳松から六十谷、直川、小豆島あたりまで進んできております。岩出市に入ると、これがぱたっと消えておりまして、岩出市では、県のサイクリングロードの問題については、県と連携してやっていく必要性が出てきておると思うんですが、現状の進捗状況、ここら辺について、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　紀の川沿いのサイクリングロードは、既存の堤防や市道等を活用して、紀の川の河口から橋本市までの全長約60キロメートルの整備を進めています。そのうち岩出市域は約6.5キロメートルとなっております。岩出市域のルートとしては、和歌山市からさぎのせ公園付近を経由し、大宮緑地総合運動公園、岩出小学校、岡田スポーツ広場、隣接の堤防道路を経て、紀の川市の井坂橋北詰へ通じる紀の川右岸堤防を活用するものです。

この整備では、ブルーラインや路面標示等を行うもので、一部工事予定区間を除き、今年度末には暫定供用を図る予定であり、今後、道路幅3メートル未満の狭い区間や紀の川高水敷についても引き続き整備を図り、早期完成を目指すと考えております。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、ご答弁いただきました。6.5キロ間、岩出市内においては整備をしていくということで、これは県の事業であります。岩出市としても大いにかかわりがあることですから、それとあわせて、今年度末ということで供用開始をしていくということであるという理解でよろしいんか。

それとあわせて、サイクリングロードには、利用者が休憩しやすいサイクリングステーションとか、これに関連して公共施設、コンビニ、それから、商店等の協力で、ベンチや無料貸し出し用の修理キットや空気入れ等を置くということも言われ

ております。それから、あわせて案内の標識とか総合案内板、それから観光名所、地図、ルートの説明等々が計画をされておりますが、これもあわせて取り組みをされるのか。当然、トイレ等の設備も必要になってくると、一面では考えておりますが、ここら辺、総合的にどのような形で計画があるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年度末かということで、先ほども答弁させていただきましたように、一部区間を除いて、今年度末と聞いているところでございます。一部区間といいますのは、岩出橋、現在工事中でございます、その下、通るところ、その部分を除いて、今年度末と聞いているところでございます。

それから、サイクリングロードできて、その後、市として、それに対してどういうふうに取り組んでいくかというところなんですけれども、岩出市では、和歌山県が平成27年度に実施するこのサイクリングロード利用促進事業において、サイクルステーションの選定等、協力を行っていきたいと考えています。

市として、自転車のさらなる利用促進と自転車周遊を通じた地域活性化を図っていきます。

それと、トイレといったようなところですけども、このサイクルステーションの選定に当たって、新設ということは現在考えていませんけれども、既存の市の施設、トイレの利用できるようなところといったところを中心に考えていきたいと、現在検討に入っているところでございます。

済みません。1点訂正させていただきます。今年度と言ったところ、27年度でございます。申しわけございません。

済みません。再度訂正いたします。26年度でございます。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、供用開始の年度について、ちょっと理解できないんですが、26年度といいますと、あと1週間ぐらいしかありません。だから、27年度やったらわかるんですけど、今、全然整備もしてなくて、舗装もされてない状態で、26年度末、10日ぐらいでできるのかなと疑問に感じているんですけども、ちょっとその時期を明確にしておいていただきたいと思います。

あわせて、今言いましたように、サイクリングロードができますと、他府県からも来られますし、一環としてはトイレもあるんですが、そこら辺の案内板とかロード地図とか、そういうものも必要なところに置いておかないと、わからないのかなと、そのように思いますし、それに基づいて岩出市の活性化にも結びつけていくというようなことも考えまして、そこら辺どのように結合して、総合的に取り組まれるのか、再度、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長　再々質問にお答えします。

年度の話なんですけども、暫定ということで、今年度末、暫定で通ると、こういうことです。

それから、市として、これから特に活性を考える中で、観光振興と連携をして、サイクリングなりウォーキング、こういったものも考えていきたいと思ってます。一番大事なのは、サイクリングの場合、あの自転車にはとめるためのスタンドがついておりません。ですから、こういうハンガーのようなかける設備、それがなくて、まず、サイクリングする人はやってきてくれにくいということですので、そういうような来てもらうための設備ですね、そういうものも考えながら、根来寺周辺の整備、こういったことでサイクリングへの対応等々、考えていきたいというふうに思っています。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　3番目の問題について、質問をさせていただきます。

ギャンブル問題についてであります。ここでは全てのギャンブルによって発生するギャンブル依存症の問題について取り上げてみたいと思います。

岩出市では、当市のビジョンとして語るに当たって、どのような姿を描いていくのか。また、現在のまちをどう見ているのかということで、私の見た聞いたことについて、まず、ここでお伝えしておきたいんですが、人口が増加しているが、何か落ちつきがなく、混然とした市であると。それから、他の自治体からの転入者が多く住んでいますが、夜のみ寝に帰る人が多い。過去からも遊技場が多くあり、最近、またぞろパチンコ屋ができるとあるが、こんなに多くあるまちはないんじゃないか。それから、パチンコにのめり込み、借金までして財産を潰す者がいる等々、市制以

降の生活環境については、マイナスのイメージが多く聞かれることがあります。

他方、若者が活気あるまちであるという人もいますが、これから20年、30年後の市としての将来の姿は、ご多分に漏れず、人口減少と高齢化の底流に流れる動向は、過去のにぎわいのあったまちの復興版ではないかと、私は想像をしております。

そこで、今回、都市のビジョンを考えると、先ほど述べましたが、ばくち等による、パチンコを含め、そういう問題について考察をしたいと思うんですが、パチンコについては、好きな人もいれば、全面的に否定はいたしませんけども、これは、1923年ごろ、大正12年、ガチンコという名で障害物にくぎを打った板に、縦にして玉をはじき、それが特定の中に入ると、一定の玉が出て、取得することを商品にかえるという、あめ売り販売機レベルのものであったんですが、戦後、1947年に全国的に広まって、このときから、賭博心理の助長や悪の温床、教育環境の破壊との批判と、生活を圧迫された大衆のストレスのはけ口として肯定論があり、今日まで論争が続いております。

精神ソーシャルワーカーである西川京子さんの著作には、400万人と言われるギャンブル依存症の家族や、それから対応策、ボランティアで支えてこられた方なんですけども、ギャンブル依存を病気として啓発をしていくということが根本的にないと、この問題については解決する方向は見出せないんじゃないだろうか。

2番目に、依存症患者の治療と家族の相談、援助の強化が必要であると。

3番目には、ギャンブルへの規制を金額、時間ともに検討すべきであると。

それから、4番目に、金融機関への貸し出しの規制。

それから、5番目に、競争社会と依存心勘定の問い直しをすること等々述べられております。

また、森山医師は、日本で4.8%、ギャンブル依存症になっており、薬物と同様に正常な判断ができなくなっていると発言をされておられます。それから、パチンコについては、ビギナーラックといって、快楽に陥り、中でも98万人が家庭の主婦あるいは女性であると推定をされている実態も報告をされております。

許認可は公安委員会ですが、これにより、いろいろな犯罪が発生し、地域社会を不安定にさせるというのも事実であります。岩出市におけるギャンブル依存症をなくしていくためにも、岩出市として、この際、ギャンブル依存症に対する具体的な対策を構築する必要性が、私はあるというふうに考えております。

そこで、岩出市における、以下の点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点は、岩出市内の遊技場、これは遊技場といっても、パチンコ、それからパチスロ、それから何がありますかね、ボーリングとか、マージャン荘というのはありますか、そういう実態を把握されているのか、これについてどうなのか、お聞きをしたいと。それから、パチンコに関して言えば、現在、何台ぐらい、岩出市には遊ぶ台数があるのか。これは遊技場協会のほうから、統計として出ている数字もあるんですが、岩出市で、どのような実態把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、いわゆる岩出市におけるギャンブル依存症への実態、これについてつかんでおられるのか。それから、今後の取り組みについて、どのような考えを持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、3番目に、ギャンブルによって、ギャンブルというのは、総じて、宝くじも1つのギャンブルであります、宝くじを入り口にして、多くの方がギャンブルにのめり込んでしまうという実態もありますので、その中から自分自身がサラ金で借りたり、家族の崩壊、いろいろな家庭環境の変化によって、みずから命を落としていくということも実態としてあります。

岩出市における実態把握、自死、これについてつかんでおられるのか。また、自死対策としてどのような取り組みを今後構築をしていこうとされるのか、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　岩出市内の遊技場の現状はどうかについてですが、岩出市内には、和歌山県遊技業協同組合に加盟するパチンコ店が8店舗あり、現在、1店舗建設中でございます。ボーリング場については1店、マージャン店は3店、ゲームセンターは4店でございます。

岩出市の都市計画において、地域地区、いわゆる用地地域等は定めていませんので、遊技場の出店に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制のみとなっています。

済みません。先ほど言っていたパチンコ台数ですね、パチンコ・スロット合わせて4,228台というふうに聞いておるところでございます。

市としましては、今後も岩出市開発事業に関する条例に基づく協議を行う際に、事業者に対して、地元と十分に調整を図るよう指導するとともに、良好な都市環境の形成に努めてまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の2点目、ギャンブル依存症の実態を把握しているのかについてお答えします。

岩出保健所において、月2回、医師による心の相談を実施しており、ギャンブル依存症についての相談は、平成25年度で1件、平成26年度は、現時点で0件と伺ってございます。

次に、3点目の自死対策はどうかについてでございますが、市に相談があった場合には、岩出保健所や岩出障害児者相談・支援センター、専門医療機関等と連携を図りながら対応することとしております。

また、和歌山県においては、高齢者に自殺者が多く見られ、地域包括支援センターでは高齢者の生活に関するさまざまな相談に応じており、福祉事務所では、生活保護や生活苦に関する相談を受け付けるなど、相談者やその家族の生活支援や生活再建に向けた助言等を行っております。

市といたしましては、これらの施策を市民の皆様に広く理解していただき、疾病の早期発見・早期対応につなげるために、引き続き市役所を初め、その他公的施設へのパンフレット配置や広報等を通じ、相談窓口のより一層の周知や啓発活動に取り組んでまいります。

なお、和歌山県の相談窓口として、和歌山県精神保健福祉センターや岩出保健所等が主な窓口となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題については、今、生活福祉部長のほうから答弁をいただきましたが、岩出市としては、何もしてないというのが実態やと思うんですね。私は、那賀の保健所のほうで相談1件があったという、これは氷山の一角でありまして、多くのパチンコ愛好家というんでしょうか、心理的な状況を分析していくと、仕事帰りに、聞くとところによりますと、パチンコのネオンを見たら、どうしても寄りたくなると。寄って、一発かまして、ぼろもうけをして帰りたいと、こういう心理は内在的に存在するらしいんです。家に直送しないで、必ずそこへ寄らないと家に帰れないと。これが、いわゆる依存症の特徴的な発症の1つのパターンであると言われていたんですね。

これを、私は、今までは地方自治体は取り組みを全くゼロでした。これに対して、依存症として、アルコール依存とか、喫煙の依存とか、ここら辺も関連してくるん

ですが、やめたくてもやめられない。この状況は、必ずこれは病気だということで捉えてしないと、だめではないかなと、強くその点感じております。

それから、これは内閣府の統計で出ているんですが、自死の問題について、一言も触れられてありませんでしたが、今、26年度は2万5,000人、約ですけども。25年度で2万7,000人、20年度が3万2,000人からいいますと、若干四、五千人減っておるんですが、ことしに入って、自殺者が1月、2月で3,786人、これは全国統計ですから、警察署の統計、内閣府の自殺対策推進室が発表しているデータであります。そのうちの何人かは、ギャンブル依存によって、みずから命を落とすということになっていると思うんですね。

各市町村でも取り組みをしているんですが、和歌山県下で見ますと、26年度で9名の方が自殺をしておると。この年率で換算しますと、12%に当たると。それから、27年度は、これは暫定数なんです。自殺者が20人になるだろうと。年率で換算しますと26.6%、前年比でいいますと122.2%に、和歌山県の場合はなるであろうと。このような実態を見ますと、全てがギャンブルによって発生しているとは言えませんが、1つの要因として、これをいかにして減らしていくのかということが求められるというふうに思います。

それから、いみじくも、今月、3月は各市町村において、自殺対策強化啓発事業取り組みの期間でありますので、この際、ここら辺のギャンブルによる、みずから命を落とすということに対して、啓発をされていると思いますが、どのような具体的な取り組みをされているのか。これは今月いっぱい、3月1日から3月中に、そういう強化月間でありますので、岩出市で取り組んでおられる実態をまずお聞きをして、これと関連して、この際ですので、自死の問題も含めて取り組みをしていただきたいと思っております。

それから、統計的に言いますと、今言われたパチンコ台数が1店舗ふえて9店舗になるということで、4,228台、現在あると。それにあわせて1店舗がふえれば、5,000近くのパチンコの台数になるということでもありますから、やはり、生活環境から言えば、岩出市の皆さんだけではないと思うんですが、和歌山市とか、桃山とか貴志川だとか、紀の川市とか、遠くは泉南のほうから、こちらに遠征に来られるという形で、パチンコでもうけようというような形になっていると思います。

そうしますと、1つの不安定な要因になるわけで、ここらを含めて、やはり基本的には、パチンコ業に対しては、これは枚方のほうなんです。パチンコ、遊技場の建設規制に関する条例等もつくっておる地方自治体もあります。今、事業部長が

答弁ありましたように、岩出市の場合は、都市計画がされておきませんので、どこでもパチンコを公安委員会に申請して、許可がおりれば建設ができるという状況になっているわけですが、それを野放図にふやしていくということは、ある面、問題もあるというように考えておりますので、そこら辺、具体的に、今後どうしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

市としての啓発面での取り組みということで、お答えさせていただきますと、9月の10日から16日というのが自殺予防週間ということになってございます。当該期間中におきましては、自殺予防講演会や、あるいはまた市立の図書館において、特設の関連コーナーを設置するとともに、広報等を通じて啓発に努めてございます。

それから、3月は自殺対策強化月間ということでございますので、同じく、やはり広報や相談連絡先などを掲載するとともに、ふれあいまつりなどにおいても、周知・啓発に努めているところでございます。それ以外にもポスター掲示やリーフレットの提供、市民向けの啓発パンフレットを年1回、全戸配布させていただいてございます。

それから、自死への取り組みということでございました。平成24年7月に、県のほうで心の健康に関する意識調査、それを実施してございまして、その結果によりますと、行政機関や専門機関が設けられている相談窓口を知らない方が意外に多いという、そういう回答が多く見られたということでございます。

それを受けまして、市といたしましては、やはり健康問題を初め生活に密着している問題等に思い悩んでおられる方への相談支援を徹底するため、各相談窓口のさらなる周知・啓発に努めていくとともに、関係諸機関との連携・協働を行い、適切な支援につなげていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○井神議長　事業部長。

○北村事業部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

条例によりパチンコ店の出店を制限する方法も考えられますが、風営法や都市計画法で適法である地域を条例により規制することは、条例自体の適法や実効性に疑問が残ります。これらを踏まえ、岩出市では、都市計画法や条例に基づくパチンコ店の建設規制は困難であると考えているため、現在のところ、規制等実施予定はご

ざいません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事業部長と生活福祉部長のほうから答弁をいただいたわけですが、この基本は、ギャンブル依存症を病気として捉えるのか、捉えないのか、基本的な認識が、やはり、また希薄ではないかなと思うんですよね。それは個人の資質の問題で、市としては、そこまで立ち入らんのだと。個人が自由に遊ぶことについては、別に問題ないんだから、やるようにやったらいいんじゃないかということでしょうけども、私は、そのことによって、家庭崩壊や生活環境が変わると、激変するということであっては困りますので、基本は、これは1つの病気として、病魔として捉えて、今後どうして構築していくのかということを早期に、岩出市のほうでも考えていただきたい。

それから、もう1点、先ほど、第1回目のところでは宝くじの問題を取り上げましたが、私は、宝くじの問題について多く語ることはないんですが、例えば、宝くじ、1,000円分購入したとして、全体として45.7%、457円については、購入者へ当選配分されていないんであります。それから、そのうち40%が地方自治体の収益金となっていて、残りは販売受託の銀行と売りさばき業者への手数料が7.7%、それから、印刷や宣伝費に6.5%という形で、控除率が25%と言われる競馬や競輪・競艇に比べて、宝くじは、胴元の控除金、いわゆるテラ銭が一番多いですね、世界でも最大のぼったくりくじと言われているわけでありまして。

これは当たることについては、コマーシャルとか宣伝してますが、人がいん石に当たる確率よりも低いと言われるぐらい、この宝くじについては、そういう側面があります。宝くじの問題としては、これはなぜ今日まで営々として続いているかといいますと、一面では官僚とトップの天下り先になっているんですよね、今現状は。総務省の官僚が定年になりますと、宝くじの団体に天下って、高級な報酬を取っているという実態がありますから、これをなくしていこうという反面の作用というのは起きないというのが現状であります。

これを切り口にして、いろんなギャンブルがはびこっていくと。公営で賭博をやっているというのが日本の実態であります。韓国においては、非常にこの問題が問題視されて、禁止をしていこうという動きが、今ちらほら出てきております。だから、そういう意味では、日本では何でも自由にできるという状況にあるということを見ると、それとあわせて、ギャンブルに対するのめり込み、こういうものを1

人でも少なくしていくための努力が、行政としても、この際、早期に構築をしていただきたいことを求めていると思います。これについて最後になりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

パチンコ、スロットマシンとか、宝くじとか、いろいろギャンブルがあるということです。私はやりませんが、これは全て法的に認められております。それから、庶民の娯楽として、多くの市民の方も楽しんでいられるということでございます。

市行政として、じゃあ、ギャンブルやめようとか、ギャンブルすることが悪であるとか、そういうことは言えないというふうに思っています。ただし、ギャンブル依存症というものがふえているという実態であるのであれば、そのこと、我々市行政としては、この情報を市民の方に広く啓発をしていくと、そういうことであると思います。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

この依存症を1つの病気と捉えということでございます。先ほどもご答弁させていただいたんですが、年に1回、全戸配布させていただいているパンフレットがございまして。その中には、自殺する人の大半は、やはり心の病にかかっているということで、その中で依存症に関しての表記もあります。今後、市民向けの啓発パンフレット等を作成するに際しては、そういったことも踏まえた中で、研究はさせていただきたいと、このように思います。

それから、心の病ということで申し上げましたけれども、やはりギャンブル自体で原因で自殺という、そこらあたりの分析までは、なかなかデータ的には出ていないということでございますが、やはり自殺する方というのは、健康問題、それから経済や生活問題、人間関係など、さまざまな要因とその人の性格、家庭の状況などが複雑に関係していると、このように言われてございます。したがって、ギャンブル依存から死を選ぶケースについても、背景には個々に事情を抱えているものと考えてございます。ということで、市といたしましては、先ほども申し上げましたように、そういった専門の機関の相談窓口を周知徹底・啓発していきたいと、このよ

うに考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開します。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長は、教職員の人事異動の内示発令のため退席いたしましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと2問ですので、前向きな答弁いただきましたらすぐ終わりますので、よろしく願いいたします。

まず、4番目の岩出橋建て替え工事による被害実態についてであります。

交通渋滞の解消のために、岩出橋架け替え工事が進められております。あわせて六ヶ井用水路改修が着々と進んでおりますが、この岩出橋架け替え工事、付け替え工事の完成時期はいつになるのか、それから、工事計画の日程はどのようになっているのか、計画どおり進んでいるのか、まず、お聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、この工事によって、周辺被害の実態が、この工事というのは六ヶ井の用水路ですけれども、周辺被害の岩出市民の被害が出ているんですけれども、これについてどうなっているのか。

それから、あわせて賠償問題が出てきているということを聞いておりますが、これについて、現状はどうなっているのか。これは県の事業でありますから、岩出市では、直接発注者ではありませんが、岩出市民がそれによる被害が発生をしているということを考えますと、今後、岩出市の工事においても、このようなことのないように、これを教訓に対策をしていただきたい面がありますので、それもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 六ヶ井用水路の改修工事は、岩出橋の架け替え及び県道拡幅に伴い、現状の橋梁部をボックス構造として付け替える工事であります。この工事着手に当

たり、県は工事内容等、地元周知を行った後、昨年10月中旬ごろから工事を着手し、本年6月中旬の完成を目標に工事を進めております。

当工事は、コンクリート取り壊しを含む工事であり、特に、騒音や振動に注視しながら進めておりましたが、着工後、一部近隣住民の方から事業損失の申し出がありました。県としては、工事の因果関係も含め、建物等の調査を行い対応していくと聞いております。

市としましては、県事業であります。工事により家屋に被害を受け、住民が不安を抱えていることから、尾和議員もご存じのとおり、発生当時から当事者の話を聞くなどして、その内容を県に伝えているところです。

なお、県と当事者との交渉には同席させていただいております。

岩出橋の完成時期について、お答えいたします。

用地等スムーズに進めば、平成29年度と聞いているところです。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 補償と今後の対策について、これは答弁がないので、もう一遍。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 県からは、工事との因果関係を含めて、建物等の調査を行い、対応していくと聞いています。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだ明確にされておらないんですが、私もこの問題について、当初からかかわってきておりますので、いわゆる、この六ヶ井用水路改修の問題について、何が問題であったのかということが、やはり、県の担当者も市のほうから苦言を進言したかどうか分かりませんが、もともと六ヶ井の用水路改修に当たっては、あの周辺はコークスの捨て場になっておって、地質的には非常に軟弱な状態であったと。従来あるコンクリートの擁壁を倒した際に、強度の振動が発生して、周辺の家屋に甚大な被害が発生をしたということでもあります。この被害については、今、見積価格が出ておりまして、約300万から見積もりが出てるんですけども、県のほうで、その被害については賠償するという方向になりつつあります。

26日の日に、再度、もう一回、話し合いが持たれるということですが、この要因について、やはり、工事開始前になぜ十分事前に調査をしていなかったのかというのが問題になろうと思うんですね。だから、そこら辺について、県の工事す

る段階での問題点があったという認識をまず押さえていただきたいと。それとあわせて、同様な工事については、同じような工事というのは、岩出市内でも岩出市が発注している工事についても起こり得るわけですから、十分な事前調査をした上で工事にかかるという基本姿勢をぜひとっていただきたい、そのように考えております。これについて、ご答弁をいただきたいたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 市におきまして、工事等着手する前には十分な現地調査、現地踏査をした上で、設計、積算、着工という手順で、今後とも進めていきたいと思っています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、住吉川について問題を指摘しておきたいと思っています。

根来川も同じような状況になると思うんですが、岩出市には、根来・春日・住吉川等々、北山から紀の川に注ぐ河川があります。中でも安上から金池、吉田に沿って流れる住吉川というのは、皆さんもご存じのように、天井川でありまして、護岸の整備というのは、まだまだ進んでおりません。ひとたび集中豪雨ということになりますと、地域住民の住宅街に水があふれ出すという危険な状況にあります。

先日、現地を上から下にわたって、実際に見て回ったところ、至るところでしゅんせつしている箇所が何カ所もあります。また、土砂等含めて、雑草も生えているという実態にあるわけですから、この問題について早期に解消していくということが求められると思うんですが、市のほうの答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 住吉川のしゅんせつの取り組みについてですが、住吉川は天井川の形態で、河積狭小であるため、豪雨のたびに民家や農地が冠水し、大きな被害をこうむっています。被害の未然防止の観点から、河川に堆積した土砂のしゅんせつは大変有効であると考えておりますので、地元からの要望とともに、河川管理者であります和歌山県に対し、毎年要望を行っております。昨年、特に、堆積の多かった中島地区のたかの橋上流側約80メートルの間、一昨年は、中黒・金池地区においてしゅんせつ工事をしていただいております。

なお、浸水被害の解消を図るべく、河川改修の予算についても要望を行っている

ところです。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。特に、危険性のある箇所については、事前
事前に取り除いていくと。市民の命を守るという予知活動を基本に、ぜひ岩出市と
しても、この問題について取り組みを強化すると同時に、県に対して早急なる危険
除去を含めて、防災対策をやっていただきたい。そのことを質問して答弁をいただ
いて、終わりにしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 住吉川について、今後も河川管理者である県に対して、災害の未然
防止、それから、住吉川の河川改修、早期完成に向けて強く要望してまいります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。